

2013年2月28日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第251号)

国家税務総局、 企業所得税の合算納税規定を整理 複数地域に営業展開する企業に適用

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局はこのほど、『地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理弁法』（国家税務総局公告2012年第57号、以下『57号公告』という）を公布しました。財政部、国家税務総局、中国人民銀行が2012年6月12日付で公布した『省・市を跨ぐ総・分支機構の企業所得税の分配および预算管理弁法』（財預[2012]40号、以下「40号弁法」という）に基づき、本社所在地以外の省・直轄市・自治区・計画単列市にも生産・営業拠点を展開している企業による企業所得税の納税方法について規定したもので、2013年1月1日より施行されています。

□ 本社と支社それぞれに納税義務

中国における企業所得税の徴税は、統一計算、分級管理、現地前納、一括清算、財政調整の5原則に基づいて行われ（図表1参照）、本社所在地以外の省・直轄市・自治区・計画単列市¹にも生産・営業拠点を展開している企業（=地区を跨いで経営する合算納税企業）は、総機構（本社）と分支機構（支社）がそれぞれ所在地にて企業所得税を納付しなければなりません。

納付手順はまず、本社が企業全体の課税所得額と納税額を“統一計算”し、本社と各支社の納税分担額を確定。本社と各支社はそれぞれ、月もしくは

【図表1】地区を跨ぐ企業所得税徴収の5原則

統一計算	本社が企業全体の課税所得額、納税額を統一して計算する
分級管理	本社・支社所在地の税務機関が、それぞれ当地の会社機構に対し税管理を実施する
現地前納	本社・支社は月もしくは四半期ごとに、それぞれ所在地で企業所得税を前納する
一括清算	納税年度（1～12月）終了後、本社が年度課税所得額・納税額を統一計算し、前納した企業所得税額を差し引いた後、追納もしくは還付を行う
財政調整	財政部が中央国庫に納付された企業所得税の分配待ち収入について、規定の係数に基づき計算し地方政府に配布する

（『57号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 「計画単列市」とは、経済管理面で省レベルの権限が与えられている都市で、遼寧省大連市、山東省青島市、浙江省寧波市、福建省アモイ市、広東省深圳市の5都市を指します。

四半期（本社所在地の税務機関が決定する）の終了後 15 日以内に“現地前納”を行います。年度終了後 5 か月以内に、本社が年度課税所得額と納税額を取りまとめて“一括清算”を行い、本社と支社がそれぞれ所在地の税務機関に申告して、前納額が少なければ差額を追納し、前納額が多ければ還付を受けるか、次年度の納税額に充当することができます。

納税対象となる支社は「主体的な生産経営機能を持つ二級分支機構」で、「非法人営業許可証（登記証書）を受領し、かつ総機構がその財務、業務、人員等に対し統一計算および管理を直接行う分支機構」と定義されています（『57号公告』第4条）。一方、以下の二級分支機構は、企業所得税を分担納付する必要はありません（第5条、第16条）。

企業所得税を現地分担しない二級分支機構

- ✓ 主体的な生産管理機能を持たず、当地で増値税・営業税を納付しておらず、製品アフターサービス・内部研究開発・倉庫といった内部補助的な業務のみを手掛ける二級分支機構
- ✓ 前年度に小規模薄利企業に認定された企業の二級分支機構
- ✓ 新設の二級分支機構（翌年度から分担する。合併や企業再編等により、既存の組織機構を改組した場合は新設とみなさない）
- ✓ その年に閉鎖した二級分支機構（税務登記を抹消した日から分担しない）
- ✓ 地区を跨いで経営する一括納税企業が中国国外で設立した法人格を有さない二級分支機構

（『40号弁法』『57号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、支社所在地の税務機関は支社に対して審査を行い、企業所得税を分担納付すべき二級分支機構と判定した場合、現地での納付を督促するとしています（『57号公告』第23条）。

□ 支社間の分担比率は計算式で確定

企業所得税の納税分担比率は、本社が 50%、支社全体で残りの 50%となっています（『57号公告』第6条）。本社は、分担比率 50%の半分ずつを地方と中央国庫にそれぞれ納付。一方、支社間の分担比率は、各支社の前年度の 3 要素（営業収入、従業員報酬、資産総額）に基づき、以下の計算式により確定します（第15条）。一度確定した分担比率は、支社の閉鎖や再編といった事情がない限り、その年度内に変更してはならないとしています（第7条）。

支社間の企業所得税分担比率の計算式

$$\begin{aligned} \text{支社 A の分担比率} = & (\text{支社 A の営業収入} \div \text{各支社の営業収入の合計}) \times 0.35 \\ & + (\text{支社 A の従業員報酬} \div \text{各支社の従業員報酬の合計}) \times 0.35 \\ & + (\text{支社 A の資産総額} \div \text{各支社の資産総額の合計}) \times 0.30 \end{aligned}$$

営業収入 … 支社が商品の販売、労務の提供、資産使用権の譲渡等、日常経営活動で実現したすべての収入

従業員報酬 … 支社が従業員の提供するサービスを取得するために与えた各種形式の報酬および関連支出

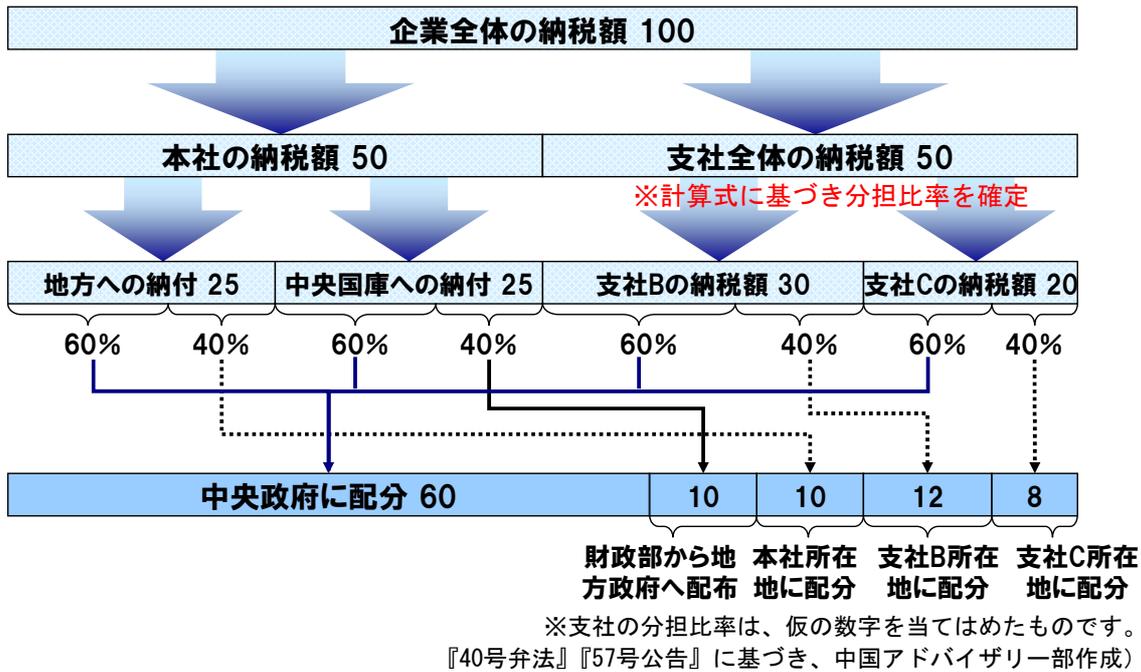
資産総額 … 支社が経営活動中に実際に使用した、当該支社に帰属すべき 12 月 31 日時点の資産合計額

（『57号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

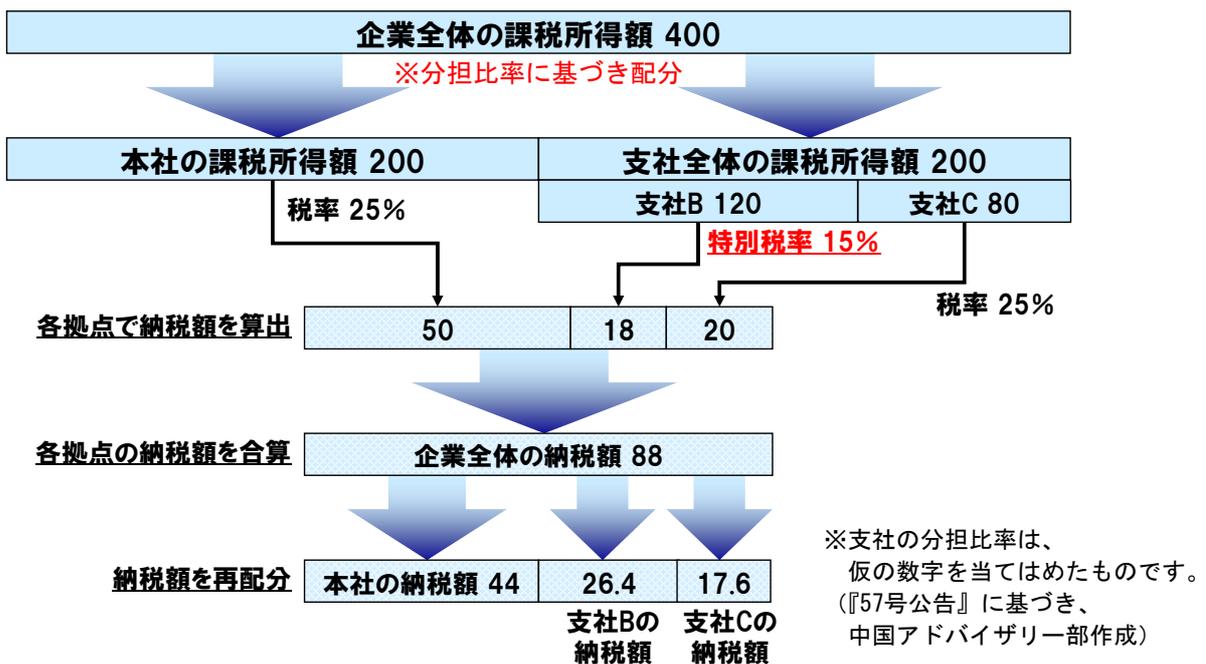
企業所得税前納の申告時、本社は申告書や財務諸表のほか、各支社の納税負担比率を記した「合算納税企業分支機構所得税分配表」と各支社の前年度の財務諸表（または財務状況および営業収支状況書類、1 納税年度に 1 回のみ）を提出する必要があります。一方で各支社も、本社所在地の税務機関が受理した「合算納税企業分支機構所得税分配表」を提出しなければなりません。

納付された企業所得税は、それぞれ 60 : 40 の割合で中央政府と地方政府に分配されます（『40号弁法』第3条）。図表2は、企業所得税の納付および分配の比率をまとめたものです。また、一部の拠点で優遇税率が適用される場合の分担額計算は、まず企業全体の課税所得額を分担比率に基づき各拠点に分配し、それぞれ納税額を算出した後で各拠点の納税額を合算し、その合算額を分担比率に基づき再分配する形となります（『57号公告』第18条、図表3参照）。

【図表2】 企業所得税の納付・分配の比率



【図表3】 企業所得税の分担比率（一部支社で特別税率適用の場合）



□ 支社も年度一括清算に参加へ

『57号公告』は、前述のとおり『40号弁法』の制定を受けて公布されたものですが、国家税務総局が2008年3月に公布した『地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理暫定弁法』（国税発[2008]28号、『57号公告』の公布により廃止、以下『暫定弁法』という）の枠組みを継承しつつ、『暫定弁法』実施以降に公布された通達を反映して規定内容に修正を加えています。このため、実務上の手続が大きく変更されるわけではありませんが、『57号公告』と『暫定弁法』にはいくつかの相違点もあることから、留意が必要です。主な相違点は以下のとおりです。

- ① 支社間の分担比率を決める3要素（営業収入、従業員報酬、資産総額）について、基準となる期間はこれまで、上半期が前年の上半期、下半期が前年の下半期とされていたが、『57号公告』では「前年度通年（資産総額は前年12月31日時点）」へと変更された。
- ② 年度の一括清算はこれまで、本社のみが申告、追納、還付を行うこととされていたが、『57号公告』では、本社が年度課税所得額、納税額を一括計算するものの、支社も分担比率に基づいて申告、追納、還付を行うことと変更された。
- ③ 年度途中で閉鎖された支社の分担額については従来、年度の残り期間を本社が肩代わりし、中央国庫に全額納付することとされていた。一方『57号公告』は、当該支社閉鎖後の各支社の分担比率を再計算することを認めている。
- ④ 『57号公告』は、支社所在地の税務機関が管轄内の支社に対して独自に税務検査を実施できると規定。これにより発生した追徴課税について、50%を支社所在地に分配することとし、支社所在地の税務機関による徴税管理にインセンティブを与えた。

*

『57号公告』は2013年1月1日より施行されていますが、2012年度の一括清算申告については、従来の規定に則って行うとしています。

『57号公告』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および16ページからの中国語原文をご参照ください。なお、企業所得税合算納税の実務手続については、所在地の税務機関または会計士事務所にご確認ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国家税務総局
公告 2012 年第 57 号
「地区を跨いだ経営に係る合算納税企業の所得税徴収管理弁法」
の印刷・配布についての通達

地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理を強化するため、『中華人民共和国企業所得税法』およびその実施条例、『中華人民共和国税収徴収管理法』およびその実施細則、ならびに『財政部、国家税務総局、中国人民銀行による「省・市を跨ぐ総・分支機構の企業所得税の分配および予算管理弁法」の印刷・配布についての通達』（財預[2012]40号）等の文書の主旨に基づき、国家税務総局は『地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理弁法』を制定した。ここに発布し、2013年1月1日より施行する。

特にここに公告する。

国家税務総局
2012年12月27日

地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理弁法

第1章 総則

第1条 地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理を強化するため、『中華人民共和国企業所得税法』およびその実施条例、(以下『企業所得税法』という)、『中華人民共和国税収徴収管理法』およびその実施細則(以下『徴収管理法』という)ならびに『財政部、国家税務総局、中国人民銀行による「省・市を跨ぐ総・分支機構の企業所得税の分配および予算管理弁法」の印刷・配布についての通達』（財預[2012]40号）等の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 居民企業が中国国内で地区を跨いで(省・自治区・直轄市および計画単列市を跨ぐことを指す、以下同)法人格を有さない分支機構を設立する場合、当該居民企業は地区を跨いで経営する合算納税企業(以下「合算納税企業」という)となり、別途規定がある場合を除き、その企業所得税の徴収管理は本弁法を適用する。

国有郵政企業(中国郵政集团公司ならびにその支配企業および直屬単位を含む)、中国工商銀行股份有限公司、中国農業銀行股份有限公司、中国銀行股份有限公司、国家開發銀行股份有限公司、中国農業發展銀行、中国輸出入銀行、中国投資有限責任公司、中国建設銀行股份有限公司、中国建銀投資有限責任公司、中国信達資産管理股份有限公司、中国石油天然氣股份有限公司、中国石油化工股份有限公司、海洋石油天然氣企業(中国海洋石油總公司、中海石油(中国)有

限公司、中海油田服務股份有限公司、海洋石油工程股份有限公司を含む)、中国長江電力股份有限公司等の企業が納付する企業所得税(滞納金、罰金を含む)は中央の収入とし、全額を中央国庫に納付し、その企業所得税の徴収管理は本弁法を適用しない。

鉄道運輸企業所得税の徴収管理は、本弁法を適用しない。

第3条 合算納税企業は、“統一計算、分級管理、現地前納、一括清算、財政調整”の企業所得税徴収管理方法を実行する。

- (1) 統一計算とは、総機構が合算納税企業に属する法人格を有さない各分支機構を含むすべての課税所得額、納税額を統一して計算することを指す。
- (2) 分級管理とは、総機構、分支機構所在地の主管税務機関それぞれが当地の機構に対し企業所得税管理を行う責任を有し、総機構および分支機構がそれぞれ機構所在地の主管税務機関の管理を受けなければならないことを指す。
- (3) 現地前納とは、総機構、分支機構が本弁法の規定に基づき、月ごともしくは四半期ごとにそれぞれ所在地の主管税務機関に申告し、企業所得税を前納することを指す。
- (4) 一括清算とは、年度終了後に、総機構が合算納税企業の年度課税所得額、納税額を統一計算し、総機構、分支機構がその年にすでに現地で前納した企業所得税額を差し引いた後、多ければ還付し少なければ追納することを指す。
- (5) 財政調整とは、財政部が定期的に中央国庫に納付された合算納税企業の企業所得税分配待ち収入を、確定の係数に基づき調整して地方国庫に入れることを指す。

第4条 総機構および主体的な生産経営機能を持つ二級分支機構は、現地で分担して企業所得税を納付する。

二級分支機構とは、合算納税企業が法に基づき設立し、合わせて非法人営業許可証(登記証書)を受領し、かつ総機構がその財務、業務、人員等に対し統一計算および管理を直接行う分支機構を指す。

第5条 以下の二級分支機構は、現地で分担して企業所得税を納付しない。

- (1) 主体的な生産管理機能を持たず、かつ当地で増値税、営業税を納付していない製品のアフターサービス、内部研究開発、倉庫等の合算納税企業の内部補助的な二級分支機構は、現地で分担して企業所得税を納付しない。
- (2) 前年度に小規模薄利企業に認定された場合、その二級分支機構は現地で分担して企業所得税を納付しない。

- (3) 新たに設立した二級分支機構は、設立年度に現地で分担して企業所得税を納付しない。
- (4) その年に閉鎖した二級分支機構は、税務登記の抹消を行った日が属する企業所得税の前納期間から、現地で分担して企業所得税を納付しない。
- (5) 合算納税企業が中国国外で設立した法人格を有さない二級分支機構は、現地で分担して企業所得税を納付しない。

第2章 税額の前納および一括清算

第6条 合算納税企業が『企業所得税法』の規定に基づき一括清算した企業所得税は、前納税額および一括清算による追納・還付税額を含め、50%を各分支機構間で分担し、各分支機構は分担税額に基づき現地で納付もしくは還付を行う。50%を総機構が分担して納付し、そのうち25%は現地で納付もしくは還付を行い、25%は現地で全額を中央国庫に納付もしくは還付する。具体的な税額の納付もしくは還付手続は、財預[2012]40号文書第5条等の関連規定に基づき執行する。

第7条 企業所得税の月ごともしくは四半期ごとの前納は、総機構所在地の主管税務機関が具体的に確定する。

合算納税企業は、当期の実際の利益額に基づき、本弁法が規定する前納分担方法に基づいて総機構および分支機構の企業所得税前納額を計算し、総機構および分支機構がそれぞれ現地で前納する。規定期限内に実際の利潤額に基づく前納に困難がある場合、前年度の課税所得額の12分の1もしくは4分の1に基づき、本弁法が規定する前納分担方法に基づいて総機構および分支機構の企業所得税前納額を計算して、総機構および分支機構がそれぞれ現地で前納することもできる。前納方法は一度確定された後、当年度に変更してはならない。

第8条 総機構は、当期の企業の納付すべき所得税額の50%の部分を、毎月もしくは毎四半期終了後15日以内に現地で申告し、前納しなければならない。総機構は、当期の企業の納付すべき所得税額の別の50%部分について、各分支機構が分担すべき比率に基づき、各分支機構間で分担を行い、遅滞なく各分支機構に通知しなければならない。各分支機構は、毎月もしくは毎四半期終了した日から15日以内に、その分担する所得税額について現地で申告し、前納しなければならない。

分支機構が税額分配額に基づき所得税を前納せず、過少納税となった場合、主管税務機関は『徴收管理法』の関連規定に基づきそれに対して処罰し、処罰結果を総機構所在地の主管税務機関に通知しなければならない。

第9条 合算納税企業が前納申告するとき、総機構は企業所得税前納申告表および企業の当期財務報告

表を提出するほか、合算納税企業分支機構所得税分配表および各分支機構の前年度の年度財務報告表（もしくは年度財務状況および営業収支状況）も提出しなければならない。分支機構は、企業所得税前納申告表（一部の項目だけ記入したもの）を提出するほか、総機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表を提出しなければならない。

1 納税年度内において、各分支機構の前年度の年度財務報告表（もしくは年度財務状況および営業収支状況）は原則上、1 度だけ提出すればよい。

第10条 合算納税企業は、年度終了の日から5 カ月以内に、総機構が企業の年度納付すべき所得税額を一括計算し、総機構および各分支機構がすでに前納した税額を控除して、追納・還付税額を計算し、本弁法が規定する税額分担方法に基づき総機構および分支機構の企業所得税追納・還付税額を計算し、総機構および分支機構がそれぞれ現地で税額の追納・還付手続を行わなければならない。

合算納税企業が納税年度内に前納した企業所得税税額が通年で納付すべき企業所得税税額より少ない場合、清算期間内に総・分支機構がそれぞれ納付すべき企業所得税税額を清算しなければならない。前納税額が納付税額を超えた場合、主管税務機関は遅滞なく関連規定に基づきそれぞれ還付手続を行うか、または総、分支機構の同意を経た後、それぞれその次年度の納付企業所得税税額に充当しなければならない。

第11条 合算納税企業が一括清算するとき、総機構は企業所得税年度納税申告表および年度財務報告表を提出するほか、合算納税企業分支機構所得税分配表、各分支機構の年度財務報告表および各分支機構が参加した企業年度納税調整状況の説明を提出しなければならない。分支機構は、企業所得税年度納税申告表（一部の項目だけ記入したもの）を報告するほか、総機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表、分支機構の年度財務報告表（もしくは年度財務状況および営業収支状況）および分支機構が参加した企業年度納税調整状況の説明を報告しなければならない。

分支機構が参加した企業年度納税調整状況の説明は、企業所得税年度納税申告表の付属表「納税調整項目明細表」に列記された項目を参照して説明を行うことができ、総機構による統一計算調整が必要な項目に係る場合、説明しなくともよい。

第12条 分支機構が規定に基づき総機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表を提出しない場合、分支機構所在地の主管税務機関は当該分支機構に申告期間内に提出するよう命令し、同時に総機構所在地の主管税務機関に促し、総機構に規定に基づいて上述の分配表を提出するよう督促しなければならない。分支機構が申告期間内に提出しない場合、

分支機構所在地の主管税務機関が分支機構に対し『徴収管理表』の関連規定に基づき処罰を科す。総機構が分支機構に分配表を提出していないことに属する場合、分支機構所在地の主管税務機関は総機構所在地の主管税務機関に促し、総機構に対して『徴収管理表』の関連規定に基づき処罰を科さなければならない。

第3章 総・分支機構の分担税額の計算

第13条 総機構は、以下の公式に基づき分担税額を計算する。

$$\text{総機構分担税額} = \text{合算納税企業の当期に納付すべき所得税額} \times 50\%$$

第14条 分支機構は、以下の公式に基づき分担税額を計算する。

$$\text{すべての分支機構の分担税額総額} = \text{合算納税企業の当期納付所得税額} \times 50\%$$

$$\text{某分支機構の分担税額} = \text{すべての分支機構の分担税額総額} \times \text{当該分支機構の分担比率}$$

第15条 総機構は、前年度の分支機構の営業収入、従業員報酬および資産総額の3つの要素に基づき、各分支機構が分担する所得税額の比率を計算する。三級およびそれ以下の分支機構について、その営業収入、従業員報酬および資産総額は二級分支機構に統一計上する。3要素のウェイトは、順を追って0.35、0.35、0.30とする。

計算公式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{某分支機構の分担比率} = & (\text{当該分支機構の営業収入} \div \text{各分支機構の営業収入の合計}) \times \\ & 0.35 + (\text{当該分支機構の従業員報酬} \div \text{各分支機構の従業員報酬の合計}) \times 0.35 + (\text{当該分} \\ & \text{支機構の資産総額} \div \text{各分支機構の資産総額の合計}) \times 0.30 \end{aligned}$$

分支機構の分担比率は、上述の方法に基づき一度確定した後、本弁法第5条第4項および第16条第2、3項の状況の発生以外、当年度に調整を行わない。

第16条 総機構が主体的な生産経営機能を持つ部門（本弁法第4条が規定する二級分支機構ではない）を設立し、かつ当該部門の営業収入、従業員報酬および資産総額と管理機能部門を分けて計算する場合、当該部門を1つの二級分支機構とみなし、本弁法の規定に基づき計算、分担し、現地で企業所得税を納付することができる。当該部門と管理機能部門の営業収入、従業員報酬および資産総額を分けて計算することができない場合、当該部門を1つの二級分支機構とみなしてはならず、本弁法の規定に基づき計算、分担し、現地で企業所得税を納付してはならない。

合算納税企業が当年度、企業再編等の原因によりその他の企業から再編の当年度以前にすでに存在していた二級分子機構を取得し、本企業の二級分支機構として管理している場合、当該二級分支機構は当年度に新たに設立した二級分支機構とはみなさず、本弁法の規定に基づき計算、分担し、現地で企業所得税を納付する。

合算納税企業で現地分担し、企業所得税を納付する総機構、二級分支機構の間で、合併、分割、管理階層の変更等の発生により形成された新設もしくは存続の二級分支機構は、当年度に新たに設立した二級分支機構とはみなさず、本弁法の規定に基づき計算、分担し、現地で企業所得税を納付する。

第17条 本弁法がいう分支機構の営業収入とは、分支機構が商品の販売、労務の提供、資産使用权の譲渡等の日常経営活動で実現したすべての収入を指す。そのうち、生産経営企業分支機構の営業収入は、生産経営企業分支機構が商品の販売、労務の提供、資産使用权の譲渡等の日常経営活動で取得したすべての収入を指す。金融企業分支機構の営業収入は、金融機構分支機構が取得した利子、手数料、コミッション等のすべての収入を指す。保険企業分支機構の営業収入は、保険企業分支機構が取得した保険料等のすべての収入を指す。

本弁法がいう分支機構の従業員報酬とは、分支機構が従業員の提供するサービスを取得するために与えた各種形式の報酬およびその他の関連支出を指す。

本弁法がいう分支機構の資産総額とは、分支機構が経営活動中に実際に使用した当該分支機構に帰属すべき資産の合計額を指す。

本弁法がいう前年度の分支機構の営業収入、従業員報酬および資産総額とは、分支機構の前年度通年の営業収入、従業員報酬および前年度12月31日の資産総額データを指し、国家統一会計制度の規定に基づき計算されたデータである。

1 納税年度内に、総機構が初めて分担税額を計算するときに採用した分支機構の営業収入、従業員報酬および資産総額データは、その後に中国登録会計士の会計審査を経て確認したデータと不一致であった場合も、調整を行わない。

第18条 税収の法律、法規およびその他の規定に基づき、総機構および分支機構が税率の異なる地区にある場合、まず総機構がすべての課税所得額を統一計算し、その後、本弁法第6条が規定する比率および第15条に基づき計算した分担比率に基づき、異なる税率地区の機構で区分して課税所得額を計算し、さらにそれぞれ各自の適用税率に基づき納税額を計算した後、加えて合算納

税企業の納付すべき所得税総額を総計算し、最後に本弁法第6条が規定する比率および第15条に基づき計算した分担比率に基づき、総機構および分支機構に現地で納付する企業所得税額を分担する。

第19条 分支機構所在地の主管税務機関は、総機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表、分支機構の年度財務報告表（もしくは年度財務状況および営業収支状況）等に基づき、その主管する分支機構が分担する税額比率を計算した3つの要素、計算した分担税額比率および分担して納付すべき所得税税額に対し、調査・確認を行わなければならない。調査項目に対して異議がある場合、合算納税企業分支機構の所得税分配表を受け取った後30日以内に企業総機構所在地の主管税務機関に書面の照合提案を提出し、関連データ資料を送付しなければならない。

総機構所在地の主管税務機関は、照合提案を受け取った後30日以内に、分担税額の比率に対して照合を行い、もとの比率の調整もしくは維持の決定を下し、照合結果を分支機構所在地の主管税務機関に回答しなければならない。分支機構所在地の主管税務機関は、総機構所在地の主管税務機関の照合決定を執行しなければならない。

総機構所在地の主管税務期間が規定期間内に照合し、照合結果を回答しない場合、上級税務機関は総機構所在地の主管税務機関に対し、関連規定に基づいて処理を行う。

照合期間、分支機構はまず総機構が確定した分担比率に基づき申告し、税額を納付しなければならない。

第20条 合算納税企業が規定に基づき分担税額を正確に計算せず、総機構と分支機構の間に同時に一方（もしくは複数）で税額の納付過多、一方（もしくは複数）で過少納付が存在する場合で、その総機構もしくは分支機構が分担して納付した企業所得税が本弁法の規定に基づいて計算、分担した金額よりも低いとき、次の税額納付期間内に、総機構が本弁法の規定に基づき計算、分担した税額差額を総機構もしくは分支機構に分担して追納しなければならない。その総機構もしくは分支機構が現地で納付した企業所得税が本弁法の規定に基づいて計算、分担した金額よりも高いとき、次の税額納付期間内に、総機構が本弁法の規定に基づき計算、分担した税額差額を総機構もしくは分支機構の分担税額から控除しなければならない。

第4章 日常管理

第21条 合算納税企業総機構および分支機構は、法に基づき税務登記手続を行い、所在地の主管税務機関の監督および管理を受けなければならない。

第22条 総機構は、その所有する二級およびそれ以下の分支機構（本弁法第5条が規定する分支機構を含む）の情報をその所在地の主管税務機関に報告して届出をしなければならない。内容は、分支機構の名称、階層、住所、郵便番号、納税人識別番号および企業所得税主管税務機関の名称、住所および郵便番号を含む。

分支機構（本弁法第5条が規定する分支機構を含む）は、その総機構、上級分支機構および下級分支機構の情報をその所在地の主管税務機関に報告して届出をしなければならない。内容は、総機構、上級機構および下級分支機構の名称、階層、住所、郵便番号、納税人識別番号および企業所得税主管税務機関の名称、住所および郵便番号を含む。

上述の届出情報に変更が発生した場合、別途規定がある場合を除き、内容の変更後30日以内に総機構および分支機構所在地の主管税務部門に報告して届出をし、合わせて税務登記の変更を行わなければならない。

分支機構が税務登記を抹消した後15日以内に、総機構は分支機構の抹消状況を所在地の主管税務部門に報告して届出をし、税務登記の変更を行わなければならない。

第23条 総機構の名義で生産経営する非法人の分支機構が、合算納税企業分支機構所得税分配表を提供できない場合、前納申告期間中にその所在地の主管税務機関に非法人営業許可証（もしくは登記証書）のコピー、総機構が発行した二級およびそれ以下の分支機構の有効証明および有効証明を支持する関連材料（総機構の資金配分証明、総・分支機構の協議もしくは契約、会社の定款、管理制度等）を報告し、その二級およびそれ以下の分支機構の身分を証明しなければならない。

二級およびそれ以下の分支機構所在地の主管税務機関は、二級およびそれ以下の分支機構に対し審査・鑑定を行わなければならない。本弁法の規定に基づき現地で企業所得税を分担納付すべき二級分支機構に対し、それに遅滞なく現地で企業所得税の納付を督促しなければならない。

第24条 総機構の名義で生産経営する非法人の分支機構が、合算納税企業分支機構所得税分配表を提供できず、本弁法第23条が規定するその二級およびそれ以下の分支機構の身分に関連する証拠・証明も提供できない場合、独立納税者とみなして計算し、現地で企業所得税を納付しなければならない。本弁法の関連規定を執行しない。

上項の規定に基づき独立納税者とみなされた分支機構は、その独立納税者の身分を1年度内に変更してはならない。

合算納税企業がその後の年度に企業構造を改変した場合、当該分支機構は本弁法第 23 条の規定に基づき関連する証拠を提出し、分支機構所在地の主管税務機関はあらためて審査・鑑定を行わなければならない。

第25条 合算納税企業で発生した資産損失は、以下の規定に基づき控除を申告しなければならない。

- (1) 総機構および二級分支機構で発生した資産損失は、専用申告およびリスト申告の関連規定に基づき、各自で所在地の主管税務機関に申告しなければならないほか、二級分支機構は同時に総機構に報告しなければならない。三級およびそれ以下の分支機構で発生した資産損失は、所在地の主管税務機関に申告する必要はなく、二級分支機構に合わせ入れて、二級分支機構が統一申告しなければならない。
- (2) 総機構は、各分支機構が報告した資産損失について、税務機関に別途規定がある場合を除き、リスト申告の形式で所在地の主管税務機関に申告しなければならない。
- (3) 総機構は、分支機構に属する資産の抱き合わせ譲渡で発生した資産損失について、総機構が所在地の主管税務機関に専用申告しなければならない。

二級分支機構所在地の主管税務機関は、二級分支機構が控除申請した資産損失に対し、後に続く管理を強化しなければならない。

第26条 税収の法律、法規およびその他の規定に基づき、分支機構所在地の主管税務機関が管理する企業所得税優遇事項について、分支機構所在地の主管税務機関は審査・批准（認可）、届出管理を強化し、合わせて評価、検査および台帳管理等の手段を通じて、後に続く管理を強化しなければならない。

第27条 総機構所在地の主管税務機関は、合算納税企業が申告納付する企業所得税に対する管理を強化しなければならない。企業に対し自ら税務検査を実施することができ、二級分支機構所在地の主管税務機関と共同で税務検査を実施することもできる。

総機構所在地の主管税務機関は、検査項目に対し、『企業所得税法』の規定に基づき追徴する課税所得額および納税額を統一計算しなければならない。

総機構は、追徴される所得税額（滞納金・罰金を含む、以下同）の 50%を本弁法第 15 条の規定より計算した分担比率に基づき、各分支機構（本弁法第 5 条が規定する分支機構を含まない）に分担して納付させ、各分支機構は分担する追徴税額に基づき現地で納付を行う。50%は総機構が分担して納付し、そのうち 25%は現地で納付し、25%は現地で全額を中央国庫に納入する。

具体的な税額納付手続は、財預[2012]40号文書第5条等の関連規定に基づき執行する。

合算納税企業が追徴所得税額を納付するとき、総機構はその所在地の主管税務機関に合算納税企業分支機構所得税分配表および総機構所在地主管税務機関が発行した税務検査の結論を提出し、各分支機構はその所在地の主管税務機関に総機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表および税務検査の結論を提出しなければならない。

第28条 二級分支機構所在地の主管税務機関は、総機構所在地の主管税務機関に協力してその主管する二級分支機構に対し税務検査を実施しなければならず、自ら当該二級分支機構に対し税務検査を実施することもできる。

二級分支機構所在地の主管税務機関が自らその主管する二級分子機構に対し税務検査を実施する場合、検査項目に対し『企業所得税法』の規定に基づき追徴する課税所得額および納税額を自ら計算することができる。

追徴する課税所得額を計算するとき、欠損が許された合算納税企業の以前の年度の損失を控除しなければならない。総機構が統一計算した税前控除項目は、分支機構が自ら計算調整してはならない。

二級分支機構は、追徴所得税額の50%を総機構に分担して納付し、そのうち25%は現地で納付し、25%は現地で全額を中央国庫に納入する。50%は当該二級分支機構に分担して現地で納付を行う。具体的な税額納付手続は、財預[2012]40号文書第5条等の関連規定に基づき執行する。

合算納税企業が追徴所得税額を納付するとき、総機構はその所在地の主管税務機関に二級分支機構所在地の主管税務機関の受理を経た合算納税企業分支機構所得税分配表および二級分支機構所在地の主管税務機関が発行した税務検査の結論を提出しなければならず、二級分支機構もその所在地の主管税務機関に合算納税企業分支機構所得税分配表および税務検査の結論を提出しなければならない。

第29条 税務機関は、合算納税企業総機構、分支機構の税務登記情報、届出情報、総機構が発行した分支機構の有効証明状況および分支機構審査・鑑定状況、企業所得税の月ごと（四半期ごと）の前納納税申告表および年度納税申告表、合算納税企業分支機構所得税分配表、財務報告表（もしくは年度財務状況および営業収支状況）、企業所得税額入庫状況、資産損失状況、税制優遇状況、各分支機構が参加した企業年度納税調整状況の説明、税務検査および追徴税額の分担および入庫状況等の情報について、定期的に省ごとで一括して国家税務総局の地区を跨いで経営する合算納税企業の管理情報交換プラットフォームに伝送しなければならない。

第30条 2008 年末以前に成立した合算納税企業、2009 年より新たに設立した分支機構について、その企業所得税の徴収管理部門は総機構の企業所得税徴収管理部門と一致させなければならない。
2009 年より新たに増えた合算納税企業、その分支機構の企業所得税の管理部門も、総機構の企業所得税管理部門と一致させなければならない。

第31条 合算納税企業は、企業所得税を査定徴収してはならない。

第 5 章 附則

第32条 居民企業が中国国内に地区を跨いで法人格を有さない分支機構を設立せず、同じ省、自治区、直轄市および計画単列市（以下「同一地区」という）内のみに法人格を有さない分支機構を設立する場合、その企業所得税徴収管理弁法は、各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局が本弁法を参照して共同で制定する。

居民企業が中国国内ですでに地区を跨いで法人格を有さない分支機構を設立しており、また同一地区内で法人格を有さない分支機構を設立する場合、その企業所得税の徴収管理は本弁法を実行する。

第33条 本弁法は、2013 年 1 月 1 日より施行する。

『国家税務総局による「地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理暫定弁法」の印刷・配布についての通達』（国税発[2008]28号）、『国家税務総局による地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理に関連する問題についての通達』（国税函[2008]747号）、『国家税務総局による地区を跨いだ経営に係る外商独資銀行の合算納税問題についての通達』（国税函[2008]958号）、『国家税務総局による華能国際電力股份有限公司の企業所得税の総計算・納税問題についての通達』（国税函[2009]33号）、『国家税務総局による地区を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理に関連する若干問題についての通達』（国税函[2009]221号）、『国家税務総局による華能国際電力股份有限公司に属する分支機構の2008年度企業所得税額前納問題についての通達』（国税函[2009]674号）は、同時に廃止する。

『国家税務総局による「中華人民共和国企業所得税月（季）次前納納税申告表」等の報告表の発布についての公告』（税務総局公告2011年第64号）および『国家税務総局による「中華人民共和国企業所得税月（季節）次前納申告表」等の報告表についての補充公告』（税務総局公告2011年第76号）の規定が本弁法と不一致の場合、本弁法に基づき執行する。

分送：各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局

(中国語原文)

国家税务总局

公告 2012 年第 57 号

关于印发《跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法》的公告

为加强跨地区经营汇总纳税企业所得税的征收管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则和《财政部 国家税务总局 中国人民银行关于印发〈跨省市总分机构企业所得税分配及预算管理办法〉的通知》（财预[2012]40 号）等文件的精神，国家税务总局制定了《跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法》。现予发布，自 2013 年 1 月 1 日起施行。特此公告。

国家税务总局

2012 年 12 月 27 日

跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法

第一章 总 则

第一条 为加强跨地区经营汇总纳税企业所得税的征收管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例（以下简称《企业所得税法》）、《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则（以下简称《征收管理法》）和《财政部 国家税务总局 中国人民银行关于印发〈跨省市总分机构企业所得税分配及预算管理办法〉的通知》（财预[2012]40 号）等的有关规定，制定本办法。

第二条 居民企业在中国境内跨地区（指跨省、自治区、直辖市和计划单列市，下同）设立不具有法人资格分支机构的，该居民企业为跨地区经营汇总纳税企业（以下简称汇总纳税企业），除另有规定外，其企业所得税征收管理适用本办法。

国有邮政企业（包括中国邮政集团公司及其控股公司和直属单位）、中国工商银行股份有限公司、中国农业银行股份有限公司、中国银行股份有限公司、国家开发银行股份有限公司、中国农业发展银行、中国进出口银行、中国投资有限责任公司、中国建设银行股份有限公司、中国建银投资有限责任公司、中国信达资产管理股份有限公司、中国石油天然气股份有限公司、中国石油化工股份有限公司、海洋石油天然气企业（包括中国海洋石油总公司、中海石油（中国）有限公司、中海油田服务股份有限公司、海洋石油工程股份有限公司）、中国长江电力股份有限公司等企业缴纳的企业所得税（包括滞纳金、罚款）为中央收入，全额上缴中央国库，其企业所得税征收管理不适用本办法。

铁路运输企业所得税征收管理不适用本办法。

第三条 汇总纳税企业实行“统一计算、分级管理、就地预缴、汇总清算、财政调库”的企业所得税征收管理办法：

- （一）统一计算，是指总机构统一计算包括汇总纳税企业所属各个不具有法人资格分支机构在内的全部应纳税所得额、应纳税额。
- （二）分级管理，是指总机构、分支机构所在地的主管税务机关都有对当地机构进行企业所得税管理的责任，总机构和分支机构应分别接受机构所在地主管税务机关的管理。
- （三）就地预缴，是指总机构、分支机构应按本办法的规定，分月或分季分别向所在地主管税务机关申报预缴企业所得税。
- （四）汇总清算，是指在年度终了后，总机构统一计算汇总纳税企业的年度应纳税所得额、应纳税额，抵减总机构、分支机构当年已就地分期预缴的企业所得税款后，多退少补。
- （五）财政调库，是指财政部定期将缴入中央国库的汇总纳税企业所得税待分配收入，按照核定的系数调整至地方国库。

第四条 总机构和具有主体生产经营职能的二级分支机构，就地分摊缴纳企业所得税。

二级分支机构，是指汇总纳税企业依法设立并领取非法人营业执照（登记证书），且总机构对其财务、业务、人员等直接进行统一核算和管理的分支机构。

第五条 以下二级分支机构不就地分摊缴纳企业所得税：

- （一）不具有主体生产经营职能，且在当地不缴纳增值税、营业税的产品售后服务、内部研发、仓储等汇总纳税企业内部辅助性的二级分支机构，不就地分摊缴纳企业所得税。
- （二）上年度认定为小型微利企业的，其二级分支机构不就地分摊缴纳企业所得税。
- （三）新设立的二级分支机构，设立当年不就地分摊缴纳企业所得税。
- （四）当年撤销的二级分支机构，自办理注销税务登记之日所属企业所得税预缴期间起，不就地分摊缴纳企业所得税。
- （五）汇总纳税企业在中国境外设立的不具有法人资格的二级分支机构，不就地分摊缴纳企业所得税。

第二章 税款预缴和汇算清缴

第六条 汇总纳税企业按照《企业所得税法》规定汇总计算的企业所得税，包括预缴税款和汇算清缴

应缴应退税款，50%在各分支机构间分摊，各分支机构根据分摊税款就地办理缴库或退库；50%由总机构分摊缴纳，其中 25%就地办理缴库或退库，25%就地全额缴入中央国库或退库。具体的税款缴库或退库程序按照财预[2012]40 号文件第五条等相关规定执行。

第七条 企业所得税分月或者分季预缴，由总机构所在地主管税务机关具体核定。

汇总纳税企业应根据当期实际利润额，按照本办法规定的预缴分摊方法计算总机构和分支机构的的企业所得税预缴额，分别由总机构和分支机构就地预缴；在规定期限内按实际利润额预缴有困难的，也可以按照上一年度应纳税所得额的 1/12 或 1/4，按照本办法规定的预缴分摊方法计算总机构和分支机构的的企业所得税预缴额，分别由总机构和分支机构就地预缴。预缴方法一经确定，当年度不得变更。

第八条 总机构应将本期企业应纳所得税额的 50%部分，在每月或季度终了后 15 日内就地申报预缴。总机构应将本期企业应纳所得税额的另外 50%部分，按照各分支机构应分摊的比例，在各分支机构之间进行分摊，并及时通知到各分支机构；各分支机构应在每月或季度终了之日起 15 日内，就其分摊的所得税额就地申报预缴。

分支机构未按税款分配数额预缴所得税造成少缴税款的，主管税务机关应按照《征收管理法》的有关规定对其处罚，并将处罚结果通知总机构所在地主管税务机关。

第九条 汇总纳税企业预缴申报时，总机构除报送企业所得税预缴申报表和企业当期财务报表外，还应报送汇总纳税企业分支机构所得税分配表和各分支机构上一年度的年度财务报表（或年度财务状况和营业收支情况）；分支机构除报送企业所得税预缴申报表（只填列部分项目）外，还应报送经总机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表。

在一个纳税年度内，各分支机构上一年度的年度财务报表（或年度财务状况和营业收支情况）原则上只需要报送一次。

第十条 汇总纳税企业应当自年度终了之日起 5 个月内，由总机构汇总计算企业年度应纳税额，扣除总机构和各分支机构已预缴的税款，计算出应缴应退税款，按照本办法规定的税款分摊方法计算总机构和分支机构的的企业所得税应缴应退税款，分别由总机构和分支机构就地办理税款缴库或退库。

汇总纳税企业在纳税年度内预缴企业所得税税款少于全年应缴企业所得税税款的，应在汇算清缴期内由总、分机构分别结清应缴的企业所得税税款；预缴税款超过应缴税款的，主管税务机关应及时按有关规定分别办理退税，或者经总、分机构同意后分别抵缴其下一年度应缴企业所

得税税款。

第十一条 汇总纳税企业汇算清缴时，总机构除报送企业所得税年度纳税申报表和年度财务报表外，还应报送汇总纳税企业分支机构所得税分配表、各分支机构的年度财务报表和各分支机构参与企业年度纳税调整情况的说明；分支机构除报送企业所得税年度纳税申报表（只填列部分项目）外，还应报送经总机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表、分支机构的年度财务报表（或年度财务状况和营业收支情况）和分支机构参与企业年度纳税调整情况的说明。

分支机构参与企业年度纳税调整情况的说明，可参照企业所得税年度纳税申报表附表“纳税调整项目明细表”中列明的项目进行说明，涉及需由总机构统一计算调整的项目不进行说明。

第十二条 分支机构未按规定报送经总机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表，分支机构所在地主管税务机关应责成该分支机构在申报期内报送，同时提请总机构所在地主管税务机关督促总机构按照规定提供上述分配表；分支机构在申报期内不提供的，由分支机构所在地主管税务机关对分支机构按照《征收管理法》的有关规定予以处罚；属于总机构未向分支机构提供分配表的，分支机构所在地主管税务机关还应提请总机构所在地主管税务机关对总机构按照《征收管理法》的有关规定予以处罚。

第三章 总分机构分摊税款的计算

第十三条 总机构按以下公式计算分摊税款：

总机构分摊税款=汇总纳税企业当期应纳税额×50%

第十四条 分支机构按以下公式计算分摊税款：

所有分支机构分摊税款总额=汇总纳税企业当期应纳税额×50%

某分支机构分摊税款=所有分支机构分摊税款总额×该分支机构分摊比例

第十五条 总机构应按照上年度分支机构的营业收入、职工薪酬和资产总额三个因素计算各分支机构分摊所得税款的比例；三级及以下分支机构，其营业收入、职工薪酬和资产总额统一计入二级分支机构；三因素的权重依次为 0.35、0.35、0.30。

计算公式如下：

某分支机构分摊比例=（该分支机构营业收入 / 各分支机构营业收入之和）×0.35+（该分支机

构职工薪酬 / 各分支机构职工薪酬之和) $\times 0.35 +$ (该分支机构资产总额 / 各分支机构资产总额之和) $\times 0.30$

分支机构分摊比例按上述方法一经确定后, 除出现本办法第五条第(四)项和第十六条第二、三款情形外, 当年不作调整。

第十六条 总机构设立具有主体生产经营职能的部门(非本办法第四条规定的二级分支机构), 且该部门的营业收入、职工薪酬和资产总额与管理职能部门分开核算的, 可将该部门视同一个二级分支机构, 按本办法规定计算分摊并就地缴纳企业所得税; 该部门与管理职能部门的营业收入、职工薪酬和资产总额不能分开核算的, 该部门不得视同一个二级分支机构, 不得按本办法规定计算分摊并就地缴纳企业所得税。

汇总纳税企业当年由于重组等原因从其他企业取得重组当年之前已存在的二级分支机构, 并作为本企业二级分支机构管理的, 该二级分支机构不视同当年新设立的二级分支机构, 按本办法规定计算分摊并就地缴纳企业所得税。

汇总纳税企业内就地分摊缴纳企业所得税的总机构、二级分支机构之间, 发生合并、分立、管理层级变更等形成的新设或存续的二级分支机构, 不视同当年新设立的二级分支机构, 按本办法规定计算分摊并就地缴纳企业所得税。

第十七条 本办法所称分支机构营业收入, 是指分支机构销售商品、提供劳务、让渡资产使用权等日常经营活动实现的全部收入。其中, 生产经营企业分支机构营业收入是指生产经营企业分支机构销售商品、提供劳务、让渡资产使用权等取得的全部收入。金融企业分支机构营业收入是指金融企业分支机构取得的利息、手续费、佣金等全部收入。保险企业分支机构营业收入是指保险企业分支机构取得的保费等全部收入。

本办法所称分支机构职工薪酬, 是指分支机构为获得职工提供的服务而给予各种形式的报酬以及其他相关支出。

本办法所称分支机构资产总额, 是指分支机构在经营活动中实际使用的应归属于该分支机构的资产合计额。

本办法所称上年度分支机构的营业收入、职工薪酬和资产总额, 是指分支机构上年度全年的营业收入、职工薪酬数据和上年度 12 月 31 日的资产总额数据, 是依照国家统一会计制度的规定核算的数据。

一个纳税年度内，总机构首次计算分摊税款时采用的分支机构营业收入、职工薪酬和资产总额数据，与此后经过中国注册会计师审计确认的数据不一致的，不作调整。

第十八条 对于按照税收法律、法规和其他规定，总机构和分支机构处于不同税率地区的，先由总机构统一计算全部应纳税所得额，然后按本办法第六条规定的比例和按第十五条计算的分摊比例，计算划分不同税率地区机构的应纳税所得额，再分别按各自的适用税率计算应纳税额后加总计算出汇总纳税企业的应纳税所得总额，最后按本办法第六条规定的比例和按第十五条计算的分摊比例，向总机构和分支机构分摊就地缴纳的企业所得税款。

第十九条 分支机构所在地主管税务机关应根据经总机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表、分支机构的年度财务报表（或年度财务状况和营业收支情况）等，对其主管分支机构计算分摊税款比例的三个因素、计算的分摊税款比例和应分摊缴纳的所得税税款进行查验核对；对查验项目有异议的，应于收到汇总纳税企业分支机构所得税分配表后 30 日内向企业总机构所在地主管税务机关提出书面复核建议，并附送相关数据资料。

总机构所在地主管税务机关必须于收到复核建议后 30 日内，对分摊税款的比例进行复核，作出调整或维持原比例的决定，并将复核结果函复分支机构所在地主管税务机关。分支机构所在地主管税务机关应执行总机构所在地主管税务机关的复核决定。

总机构所在地主管税务机关未在规定时间内复核并函复复核结果的，上级税务机关应对总机构所在地主管税务机关按照有关规定进行处理。

复核期间，分支机构应先按总机构确定的分摊比例申报缴纳税款。

第二十条 汇总纳税企业未按照规定准确计算分摊税款，造成总机构与分支机构之间同时存在一方（或几方）多缴另一方（或几方）少缴税款的，其总机构或分支机构分摊缴纳的企业所得税低于按本办法规定计算分摊的数额的，应在下一税款缴纳期内，由总机构将按本办法规定计算分摊的税款差额分摊到总机构或分支机构补缴；其总机构或分支机构就地缴纳的企业所得税高于按本办法规定计算分摊的数额的，应在下一税款缴纳期内，由总机构将按本办法规定计算分摊的税款差额从总机构或分支机构的分摊税款中扣减。

第四章 日常管理

第二十一条 汇总纳税企业总机构和分支机构应依法办理税务登记，接受所在地主管税务机关的监督管理。

第二十二条 总机构应将其所有二级及以下分支机构（包括本办法第五条规定的分支机构）信息报其所在地主管税务机关备案，内容包括分支机构名称、层级、地址、邮编、纳税人识别号及企业所得税主管税务机关名称、地址和邮编。

分支机构（包括本办法第五条规定的分支机构）应将其总机构、上级分支机构和下属分支机构信息报其所在地主管税务机关备案，内容包括总机构、上级机构和下属分支机构名称、层级、地址、邮编、纳税人识别号及企业所得税主管税务机关名称、地址和邮编。

上述备案信息发生变化的，除另有规定外，应在内容变化后 30 日内报总机构和分支机构所在地主管税务机关备案，并办理变更税务登记。

分支机构注销税务登记后 15 日内，总机构应将分支机构注销情况报所在地主管税务机关备案，并办理变更税务登记。

第二十三条 以总机构名义进行生产经营的非法人分支机构，无法提供汇总纳税企业分支机构所得税分配表，应在预缴申报期内向其所在地主管税务机关报送非法人营业执照（或登记证书）的复印件、由总机构出具的二级及以下分支机构的有效证明和支持有效证明的相关材料（包括总机构拨款证明、总分机构协议或合同、公司章程、管理制度等），证明其二级及以下分支机构身份。

二级及以下分支机构所在地主管税务机关应对二级及以下分支机构进行审核鉴定，对应按本办法规定就地分摊缴纳企业所得税的二级分支机构，应督促其及时就地缴纳企业所得税。

第二十四条 以总机构名义进行生产经营的非法人分支机构，无法提供汇总纳税企业分支机构所得税分配表，也无法提供本办法第二十三条规定相关证据证明其二级及以下分支机构身份的，应视同独立纳税人计算并就地缴纳企业所得税，不执行本办法的相关规定。

按前款规定视同独立纳税人的分支机构，其独立纳税人身份一个年度内不得变更。

汇总纳税企业以后年度改变组织结构的，该分支机构应按本办法第二十三条规定报送相关证据，分支机构所在地主管税务机关重新进行审核鉴定。

第二十五条 汇总纳税企业发生的财产损失，应按以下规定申报扣除：

- （一）总机构及二级分支机构发生的财产损失，除应按专项申报和清单申报的有关规定各自向所在地主管税务机关申报外，二级分支机构还应同时上报总机构；三级及以下分支机构发生的财产损失不需向所在地主管税务机关申报，应并入二级分支机构，由二级

分支机构统一申报。

- (二) 总机构对各分支机构上报的财产损失，除税务机关另有规定外，应以清单申报的形式向所在地主管税务机关申报。
- (三) 总机构将分支机构所属资产捆绑打包转让所发生的财产损失，由总机构向所在地主管税务机关专项申报。

二级分支机构所在地主管税务机关应对二级分支机构申报扣除的财产损失强化后续管理。

第二十六条 对于按照税收法律、法规和其他规定，由分支机构所在地主管税务机关管理的企业所得税优惠事项，分支机构所在地主管税务机关应加强审批（核）、备案管理，并通过评估、检查和台账管理等手段，加强后续管理。

第二十七条 总机构所在地主管税务机关应加强对汇总纳税企业申报缴纳企业所得税的管理，可以对企业自行实施税务检查，也可以与二级分支机构所在地主管税务机关联合实施税务检查。

总机构所在地主管税务机关应对查实项目按照《企业所得税法》的规定统一计算查增的应纳税所得额和应纳税额。

总机构应将查补所得税款（包括滞纳金、罚款，下同）的 50%按照本办法第十五条规定计算的分摊比例，分摊给各分支机构（不包括本办法第五条规定的分支机构）缴纳，各分支机构根据分摊查补税款就地办理缴库；50%分摊给总机构缴纳，其中 25%就地办理缴库，25%就地全额缴入中央国库。具体的税款缴库程序按照财预[2012]40 号文件第五条等相关规定执行。

汇总纳税企业缴纳查补所得税款时，总机构应向其所在地主管税务机关报送汇总纳税企业分支机构所得税分配表和总机构所在地主管税务机关出具的税务检查结论，各分支机构也应向其所在地主管税务机关报送经总机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表和税务检查结论。

第二十八条 二级分支机构所在地主管税务机关应配合总机构所在地主管税务机关对其主管二级分支机构实施税务检查，也可以自行对该二级分支机构实施税务检查。

二级分支机构所在地主管税务机关自行对其主管二级分支机构实施税务检查，可对查实项目按照《企业所得税法》的规定自行计算查增的应纳税所得额和应纳税额。

计算查增的应纳税所得额时，应减除允许弥补的汇总纳税企业以前年度亏损；对于需由总机构统一计算的税前扣除项目，不得由分支机构自行计算调整。

二级分支机构应将查补所得税款的 50% 分摊给总机构缴纳，其中 25% 就地办理缴库，25% 就地全额缴入中央国库；50% 分摊给该二级分支机构就地办理缴库。具体的税款缴库程序按照财预[2012]40 号文件第五条等相关规定执行。

汇总纳税企业缴纳查补所得税款时，总机构应向其所在地主管税务机关报送经二级分支机构所在地主管税务机关受理的汇总纳税企业分支机构所得税分配表和二级分支机构所在地主管税务机关出具的税务检查结论，二级分支机构也应向其所在地主管税务机关报送汇总纳税企业分支机构所得税分配表和税务检查结论。

第二十九条 税务机关应将汇总纳税企业总机构、分支机构的税务登记信息、备案信息、总机构出具的分支机构有效证明情况及分支机构审核鉴定情况、企业所得税月（季）度预缴纳税申报表和年度纳税申报表、汇总纳税企业分支机构所得税分配表、财务报表（或年度财务状况和营业收支情况）、企业所得税款入库情况、资产损失情况、税收优惠情况、各分支机构参与企业年度纳税调整情况的说明、税务检查及查补税款分摊和入库情况等信息，定期分省汇总上传至国家税务总局跨地区经营汇总纳税企业管理信息交换平台。

第三十条 2008 年底之前已成立的汇总纳税企业，2009 年起新设立的分支机构，其企业所得税的征管部门应与总机构企业所得税征管部门一致；2009 年起新增汇总纳税企业，其分支机构企业所得税的管理部门也应与总机构企业所得税管理部门一致。

第三十一条 汇总纳税企业不得核定征收企业所得税。

第五章 附 则

第三十二条 居民企业在中国境内没有跨地区设立不具有法人资格分支机构，仅在同一省、自治区、直辖市和计划单列市（以下称同一地区）内设立不具有法人资格分支机构的，其企业所得税征收管理办法，由各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局参照本办法联合制定。

居民企业在中国境内既跨地区设立不具有法人资格分支机构，又在同一地区内设立不具有法人资格分支机构的，其企业所得税征收管理实行本办法。

第三十三条 本办法自 2013 年 1 月 1 日起施行。

《国家税务总局关于印发〈跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理暂行办法〉的通知》（国税发[2008]28 号）、《国家税务总局关于跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理有关问题的通知》（国税函

[2008]747号)、《国家税务总局关于跨地区经营外商独资银行汇总纳税问题的通知》(国税函[2008]958号)、《国家税务总局关于华能国际电力股份有限公司汇总计算缴纳企业所得税问题的通知》(国税函[2009]33号)、《国家税务总局关于跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理若干问题的通知》(国税函[2009]221号)和《国家税务总局关于华能国际电力股份有限公司所属分支机构2008年度预缴企业所得税款问题的通知》(国税函[2009]674号)同时废止。

《国家税务总局关于发布〈中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表〉等报表的公告》(税务总局公告2011年第64号)和《国家税务总局关于发布〈中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表〉等报表的补充公告》(税务总局公告2011年第76号)规定与本办法不一致的,按本办法执行。

分送:各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。